

社会福祉法人町屋福祉会
花園ホームヘルパーステーション事業所

福井市介護予防・日常生活支援総合事業における

訪問型（予防相当）サービス重要事項説明書

当事業所は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型（予防相当）サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 町屋福祉会
主たる事務所の所在地	〒910-0003 福井市松本1丁目36-15
代表者（職名・氏名）	理事長 石田 次男
設立年月日	昭和47年10月16日
電話番号	0776-26-6280

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	花園ホームヘルパーステーション	
サービスの種類	福井市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型（ 予防相当 ）サービス	
事業所の所在地	〒910-0003 福井市松本 1 丁目36-15	
事業所の管理者	松田 勝	
電話番号	0776-29-1188	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日	1870100268
通常の事業の実施地域	福井市 ほやねっと中央北圏域（松本地区、宝永地区、春山地区）	
損害賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険	

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援（※）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。※身体介護は予防給付相当のみとなります。

（２）運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型（ 予防相当 ）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

訪問型（ 予防相当 ）サービスの内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	入浴介助 排泄介助 オムツ交換 等身体介護 利用者本人の身体介護とみなされるもの
生活援助に関する内容	生活援助（買い物代行 掃除 洗濯 薬の受け取り代行 調理 ゴミ出し等） 利用者本人の生活援助とみなされるもの

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月14日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	職務の内容
管理者	1名(常勤・兼務)	
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)	1名以上	訪問介護及び訪問介護計画書作成、 相談業務
訪問介護員（介護福祉士等）	2名以上	訪問介護

7. 利用料等

(1) 訪問型 (予防相当) サービスの利用料

【基本部分】

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)

1週に1回程度の場合	1, 148単位
1週に2回程度の場合	2, 296単位
1週に2回を超える程度の場合	3, 645単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)

標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位
生活援助が中心である場合、所要時間20分以上45分未満	179単位
生活援助が中心である場合、所要時間45分以上	220単位
短時間の身体介護が中心である場合	163単位

(注1) 福井市地域分7等級 1単位10,21円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

初回加算	1月につき200単位
------	------------

※算定要件

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数に5%を乗じた単位
--------------------	----------------

※ 利用者宅が通常の事業を実施する地域外であり、交通費を徴収しないこと

介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数にサービス別加算率(24.5%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数にサービス別加算率(22.4%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数にサービス別加算率(18.2%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数にサービス別加算率(14.5%)を乗じた単位

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(2) その他の費用

*利用予定日の前にご契約者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更される場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

*利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金のお支払いをいただく場合があります。但しご契約者様の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出が無かった場合	当日利用料の10% (自己負担相当)

サービス利用の変更等訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能な日時を契約者に提示して協議します。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

- ア) 金融機関口座からの自動引落 イ) 直接現金払いとする

8. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

9. 事故発生時の対応

- ・訪問型(予防相当)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問型(予防相当)サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：山本 千秋、田中 綾 ， 責任者：松田 勝 ご利用時間：8：30～17：00 電話番号：0776-29-1188
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
福井市役所 地域包括ケア推進課	福井市大手3丁目10番1号	(0776) 20-5400
福井県 国民健康保険団体連合会	福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館 4F	(0776) 57-1614

1 1. 秘密保持

事業者及びサービス従事者又はサービスを提供するにあつたて知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

- ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者心身の情報を提供します。
- ・サービス担当者会議等、契約者に係る他の介護事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる事前の文章により得た上 契約者又はその家族等個人情報を用いる事が出来るものとします。

1 2. サービスの利用にあつての留意事項

サービスのご利用にあつてご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 定められた業務以外の禁止
 - ② 訪問介護サービスはサービスの実施に関する指示、命令は全て事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあつて契約者の事情、意向に十分配慮するものとします。
 - ③ サービス実施の為に必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）無償で利用させて頂きます。訪問介護員が事業所等に連絡する場合の電話等も利用させて頂きます。
 - ④訪問時の駐車場を指定して頂く場合があります。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。